

請求の範囲

- [請求項1] クエン酸、クエン酸の薬学的に許容可能な塩、若しくはそれらの水和物又はそれらの混合物を含む、腎機能の保護用医薬組成物。
- [請求項2] クエン酸、クエン酸の薬学的に許容可能な塩、若しくはそれらの水和物又はそれらの混合物を含む、腎への食事性酸負荷の軽減用医薬組成物。
- [請求項3] 早期の慢性腎臓病患者に投与される、請求項1又は請求項2に記載の医薬組成物。
- [請求項4] クエン酸、クエン酸の薬学的に許容可能な塩、若しくはそれらの水和物又はそれらの混合物が、クエン酸ナトリウム若しくはその水和物、クエン酸カリウム若しくはその水和物、又はそれらの混合物である、請求項1～3のいずれか一項に記載の医薬組成物。
- [請求項5] 無水クエン酸を含む、請求項1～4のいずれか一項に記載の医薬組成物。
- [請求項6] 尿中蛋白量を低下させる、請求項1～5のいずれか一項に記載の医薬組成物。
- [請求項7] 慢性腎臓病の進行に伴う、尿中蛋白量の増加を抑制する、請求項1～5のいずれか一項に記載の医薬組成物。
- [請求項8] 尿が早朝尿である、請求項6又は請求項7に記載の医薬組成物。
- [請求項9] 尿中蛋白が、尿中アルブミンである、請求項6～8のいずれか一項に記載の医薬組成物。